

お知らせ

5月1日～31日は水防月間

梅雨を控え、水害から大切な生命や財産を守るための月間で...



県河川砂防情報システム(スマホ版)

5月21日～6月20日は河川愛護月間

5月21日から6月20日まで河川愛護月間とし、県下一斉に河川愛護運動を実施しています。

きれいにする河川愛護作業に参加してもらうことにより、美しい郷土づくりを実現しようとするものです。

新規雇用創出就労環境改善事業補助金について

積極的に就労環境の改善に取り組む事業者に補助金を交付することで、若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進します。

◎ハード事業

対象事業 次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの

補助金の額 事業費の2分の1以内の額

◎ソフト事業

知っていますか？ヘルプマーク

県では、ストラップ型のヘルプマークとヘルプカードの2種類を配布しています。



ストラップ型ヘルプマーク

ヘルプマークやヘルプカードを持つている方がお困りのようであれば、「どうしましたか？」と声をかけるなどの手助けをお願いします。

インボイス制度説明会の開催について

令和5年10月からのインボイス制度の開始に向け、インボイス制度に関する説明会を開催します。

募集

枕崎地区公民館講座受講生

枕崎地区公民館では、今年度の長期公民館講座として「続・絵手紙講座」を実施します。

◎「続・絵手紙講座」楽楽絵手紙

インボイス制度の税務署での相談は事前予約を

税務署での面談による相談は、事前の予約をお願いしています。

問合せ・申込み 知覧税務署法人課税部門 TEL832414(直通)

期間 6月～11月 全10回(8月は休み)
日時 第1・3土曜日 午後2時～4時(第1回6月3日(土))
講師 大谷喜郎先生(現代水墨画家)
受講料 10000円(最初の開講時のみ)
募集人員 10名
申込期限 5月28日(日)
問合せ・申込み 枕崎地区公民館(松之尾センター) TEL729289(午前10時～午後5時)
※月、祝日は休館日

サン・フレッシュ枕崎受講生

サン・フレッシュ枕崎では、今年も絵手紙講座の受講生を募集します。

8日(金)、9月22日(金)、10月13日(金)、10月27日(金)
開講時間 午後2時～4時
講師 大谷喜郎先生(現代水墨画家)
受講料 20000円(全10回)
募集人員 20名(先着順)
準備するもの 割り箸、筆、墨汁、絵の具、ハガキ、バケツ、白い皿(4～5枚)、ティッシュ、バインダー
申込期限 6月2日(金)
問合せ・申込み サン・フレッシュ枕崎 TEL581112

全国戦没者追悼式参列遺族

式典に関する詳細は、県庁社会福祉課(Tel099-2862840)にお問い合わせください。

方などの遺族
※県内に住民登録をしている遺族に限りです。
※過去に参列したことがない人を優先します。
※「次世代への継承」の観点から「18歳未満の遺族」についても募集します。
申込期間 5月31日(水)まで
募集人員 60名(鹿児島県)
※申し込み多数の場合は、選考を行います。
※新型コロナウイルス感染状況により、変更になる可能性があります。
問合せ・申込み 福祉課社会係 TEL735612

登録調査員

統計調査員として国や県が実施する統計調査の業務に従事していただく方を募集しています。調査員業務を希望して登録した

方を登録調査員とし、統計調査が行われる際には、調査へのご協力をお願いをさせていただきます。
行う業務は、調査票の記入依頼や配布・回収、回収した調査票の点検・整理などです。調査終了後には、所定の報酬をお支払いします。
また、登録調査員となった方を対象とした研修の実施等、統計調査員としての基礎的な知識の習得支援も行っています。
登録調査員や統計業務について関心がある方は、企画調整課企画調整係へご連絡ください。
問合せ 企画調整課企画調整係 TEL761089

「交通遺児育英会奨学金」奨学生

希望者は、願書等の必要書類を記載のうえ、交通遺児育英会

へお申込みください。
対象者 保護者等が交通事故で死亡または重度の後遺障害者となった家庭の高校生以上の生徒・学生(申込時25歳までの人)
奨学金の貸与額 月額2～10万円(無利子)
入学一時金貸与額 20～80万円(1年次1回限り。無利子)
返還期間 最長20年
募集期限
・在学応募 10月31日(高校・高専は令和6年1月31日)
・予約応募 令和6年1月31日(随時受付)
その他 奨学金のほか、「学生寮」、「家賃補助」等の大学生・専門学校生向けの制度もあります。詳しくは、交通遺児育英会ホームページをご覧ください。
問合せ・申込み (公財)交通遺児育英会 TEL03355610773

消費生活メモ

サンプルのほが意図せぬ定期購入に

新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目の良いサンプル」のサンプルを送ると言われた。

拡大鏡が「プレゼント」、サブリメントが約3千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサブリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。

▼新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサブ

ンブル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていくという相談が寄せられています。

商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター(市役所内)まで。TEL72-1111 内線329 ※8:30～12:00、13:00～17:15